

## 予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 129 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 7 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「戸籍情報システムについて、国によるシステム標準化が進んできているとのことだが、法改正等によりシステム改修が必要になった場合、今後は国で一括して改修していくことになるのか」との質疑に対し、当局より、「システム標準化になっても、導入事業者がそれぞれ異なるため、市区町村ごとにシステム改修をしていくことになる。なお、改修費用については、国の補助金が交付されるという話を聞いている」との答弁がありました。

3 款、民生費では、「社会福祉費、児童福祉費及び生活保護費において、国等へ返還する予算が計上されているが、合わせて 1 億 2,000 万円を超えていて、いろいろ積み重なっての結果ということも分かるが、当初の積算の仕方についてもう少し適正化できないものか」との質疑に対し、当局より、「万が一実績が積算を超え、それ以上にかかってしまった場合に追加で交付申請することは困難である。あくまでも交付された分を返すものであるため、トータルで考えた場合、ぎりぎりまで見込みを抑えることは得策ではないと判断している」との答弁がありました。

このほか、「老人福祉センターゆうらく館の定期メンテナンスの状況」についての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「このたび事務ミスもあったが、それをきっちりと分析、検討し、評価して、これからどうするかというところが一番の鍵である。それは一職員でなく、横手市としてどのように団結していくかが鍵だと考える。そういう意味では、それに附隨する補正予算をきちんと決めていくというところが一番必要だと思うので、これを乗り越えてやっていこうという意味で賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 130 号、令和 7 年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 131 号、令和 7 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 140 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款、民生費では、「あつたか灯油助成事業について、今回から住民税非課税世帯に対し、1 世帯あたり 6,100 円を助成することだが、対象世帯数に変動はあるか。また、助成額を 6,100 円とした根拠は何か」との質疑に対し、当局より、「これまでには、住民税非課税世帯のうち対象を高齢者世帯、重度障がい者がいる世帯、ひとり親世帯などに限定していたため、対象世帯数は 6 千弱ほどだった。今回から対象を全ての住民税非課税世帯としており、9,800 世帯を見込んでいる。また、助成額については、県に合わせたものである」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 141 号、令和 7 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 142 号、令和 7 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）については、「大森町高齢者生活支援ハウスの状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 144 号、令和 7 年度横手市病院事業会計補正予算（第 3 号）については、「市立病院の経営改善と地域密着型医療の提供」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 129 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 7 号）については、「農業法人の破産に伴う補助金返還」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 132 号、令和 7 年度横手市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 133 号、令和 7 年度横手市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 140 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 8 款、土木費では、「鶴ヶ池のロードヒーティングの電気料金について、360 万円が計上されている。確定ではないとのことだが、東北電力から示された金額をそのまま計上したということか。また、その根拠は」との質疑に対し、当局より、

「契約期間外である 3 月 31 日から 12 月 2 日までの電力使用量の概算金額である。なお、降雪期と同様に電力使用量に 23 円 11 銭を掛けた金額であり、これに燃料費等調整額などを加えた上で正式な金額になる。また、減免制度や支払猶予制度もないため、支払いが遅れれば延滞金も発生すると聞いている」との答弁がありました。

また、「ロードヒーティングをやめて除雪に切り替えることはできない場所なのか」との質疑に対し、当局より、「相野々駅前から地下道を通り、鶴ヶ池方向に登っていく急な坂道であり、ロードヒーティングが必要な場所である」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 143 号、令和 7 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 145 号、令和 7 年度横手市下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、「大森浄化センターの施設性能等に関する第三者委員会の調査が次年度に及んだ場合の予算対応」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願ひいたします。

## 予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 129 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 7 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、第 3 表、債務負担行為補正では、「小中学校 W i – F i 環境構築リース」についての質疑がありました。

歳出 2 款、総務費では、「公用車のカーナビ等における NHK 受信料の未払い分、継続利用分の費用が計上されているが、公用車でテレビを見る人はいないと思う。当市だけの話ではないかもしだれないが、何か対応を考えているか」との質疑に対し、当局より、「今後の対応について、NHK 側と協議し、今年度中に受信できない状態にするのであれば、令和 6 年度分までの受信料支払いよいということであったので早急に対応した。公用車 2 台を除き、現在は既に見られない状態となっており、令和 7 年度以降の受信料請求はない」との答弁がありました。

このほか、「若者出会い・結婚生活応援事業の対象経費」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 140 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「横手体育館建設工事の増額について、9 月定例会で、工事の動向については物価高も含め早急に補正をするべきであると質疑したが、答弁では現時点で増額せず、様々工夫をして行うことであった。今回の増額補正の中身をみると 9 月時点で補正計上が可能なものがほとんどであり、先の答弁とそごがあるのではないか」との質疑に対し、当局より、「今回の補正金額については、工事着手以降、様々な増額要因があったものの、それに対し増えないように減額事項も様々提案し、業者と協議を重ねてきたところであり、その差額が 1 億 5,000 万円となったものである。8 月末時点の工事進捗率は約 65% であり、残工事として約 33 億円相当の工

事金額が残っているという状況であった。その時点では、それまでの掛かり増し部分が吸収できるものと施工者側は判断し、工事を進めていたものと認識している。しかし、11月に入ってから、施工者側から設計監理者を通じて増額の相談があり、市を交えた三者協議の結果、増額が必要との判断に至った」との答弁がありました。

また、「この設計変更の内容について説明してほしい」との質疑に対し、当局より、「当初設計額は101億4,310万円だったが、補正するための算定資料は103億40万円という積算をしている。工事では建築工事や電気工事、機械設備などの分類で仕分けされており、主に金額が大きいところは建築工事となっており、軟弱地盤への対応のほか、安全対策に関するものも含まれる。電気工事については、AIカメラや音響設備など利便性向上に係るものについて増額されている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「増額が必要であれば、スライド条項という法律に基づく増額方法が正しいと思うが、今回スライド条項を適用しないのは非常にイレギュラーなやり方だ。軟弱地盤や安全対策などは、11月にならないと補正が出せないような中身ではない。今になってこのような形で提案することは非常に不透明に感じるが、どうか」との質疑があり、当局より、「市でこれまで行ってきた工事や変更契約については、スライド条項を適用したほうがイレギュラーで滅多にないものである。契約事項第25条及び第26条では、工期の変更、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定めると規定されており、ほとんどの工事の場合はこれを適用して変更契約を行っている。また、スライド条項の適用は、受注者側からの申出により協議開始となるが、今回は受注者側でスライド条項を使うつもりはないとのことであった。実際にスライド条項を適用すれば、確認などに二、三ヶ月要すると言われており、令和8年3月に完成を目指している段階に一旦工事を止め、積算や確認を行うことは受注者側も市側も望んでおらず、変更内容を精査し現在に至っている」との答弁がありました。

10款、教育費では、「クマ対策に関する経費の内容」についての質疑がありました。

討論では、佐藤誠洋委員より、反対の立場で、「まず1点目に、予算書の形式論の話から予算の置き方として不備があると感じる。2点目に、本質論から、非常に今の予算計上のやり方、流れがイレギュラーであり不透明であるという点から、この予算案に反対する」との討論がありま

した。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願ひいたします。